

燕市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 3 日

燕市長 鈴木 力

燕市条例第 28 号

燕市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第33条第3項及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第29条の2第2項第1号及び第3号の規定に基づき、開発許可の基準の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(技術的細目に定められた制限の緩和)

第3条 法第33条第3項の規定による政令第25条第6号の技術的細目において定められた制限の緩和については、政令第29条の2第2項第3号イで定める基準により、開発区域の面積の最低限度を1ヘクタールとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受理された法第29条第1項の規定による許可の申請に係る許可の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該申請に係る施行の日以後に受理された法第35条の2第1項の規定による変更許可の申請に係る許可の基準については、この条例の規定を適用する。